

エネルギー施策に関する重点提言

エネルギー施策の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 長期エネルギー需給見通しにおいて示された電源構成を実現するため、国民への説明責任を果たすとともに、早期に実効性ある施策を講じること。
2. 再生可能エネルギー等の導入促進
 - (1) 再生可能エネルギーの導入と省エネルギー化を推進するため、財政措置の拡充など必要な措置を講じること。
 - (2) 太陽光発電施設の設置に当たっては、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」において、防災・安全の確保、景観への配慮、周辺環境の保全、施設の適正な撤去・廃棄の観点から基準を策定して許可するなど法的規制を行うこと。
3. 災害時を含め、エネルギーを安定供給するため、必要な体制を整備するとともに、都市自治体が行き組むエネルギー供給体制の構築に係る財政措置を講じること。